

石川県公報

平成26年2月18日
第12672号（火曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		告 示	
○地域森林計画の変更の公表	(森林管理課) 1	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告	(農業基盤課) 2
○地域森林計画の変更の公表	(同) 1	○土地区画整理事業の規準の変更認可公告(都市計画課)	3
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定	(水産課) 1	○土地区画整理事業の施行者の変動の届出の公告	(同) 3
公 告			
○予防接種を行う医師の承諾撤回公告	(健康推進課) 2		

告 示

石川県告示第51号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、加賀森林計画区の地域森林計画を変更したので、別紙のとおり公表する。

なお、「別紙」は、省略し、次のとおり縦覧に供する。

平成26年2月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 縦覧期間

平成26年2月18日から同年3月17日まで

2 縦覧場所

石川県農林水産部森林管理課並びに南加賀、石川及び県央の各石川県農林総合事務所森林部

石川県告示第52号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、能登森林計画区の地域森林計画を変更したので、別紙のとおり公表する。

なお、「別紙」は、省略し、次のとおり縦覧に供する。

平成26年2月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 縦覧期間

平成26年2月18日から同年3月17日まで

2 縦覧場所

石川県農林水産部森林管理課並びに県央、中能登及び奥能登の各石川県農林総合事務所森林部

石川県告示第53号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成26年2月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

小松加入区

1 発起人の住所及び氏名

小松市安宅新町ニ12番地10 森田 誠
小松市草野町ホ21番地 鶴田 義明

2 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧小松市漁業協同組合の地区

3 区分

小型定置漁業又は主として刺網若しくはかごを使用して営む漁業

4 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成26年1月22日

西海第3加入区

1 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町稲敷チの38番地 砂走 俊六
羽咋郡志賀町酒見河原147 岩尾 忠司

2 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とき漁業協同組合の地区(富来七海、東小室、酒見、稲敷、富来領家町、相神及び富来地頭町の区域に限る。)

3 区分

大型定置漁業又は総トン数3トン以上10トン未満の漁船により行う漁業

4 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成26年1月22日

公 告

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年2月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
吉 田 太 治	珠洲市野々江町ユ部1番地1 珠洲市総合病院	平成26年1月20日

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成26年2月19日から同年3月19日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として(県を代表する者は、知事となる。)、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成26年2月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
中能登中央地区	用排水施設整備事業	県営土地改良事業変更計画書の写し	中能登町農林課

土地区画整理事業の規準の変更認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第10条第1項の規定により、土地区画整理事業の規準の変更を次のとおり認可した。

平成26年2月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 土地区画整理事業の名称
いしかわサイエンスパーク土地区画整理事業
- 施行者の名称
石川県
- 施行地区に含まれる地域の名称
能美市宮竹町、灯台笹町、大口町、旭台町及び長滝町の各一部(地区内に介在する道路及び水路敷を含む。)
- 事務所の所在地
金沢市幸町12番1号
- 施行認可の年月日
平成5年2月10日
- 変更認可の年月日
平成26年2月10日
- 変更の内容
事務所の所在地
(変更前) 金沢市幸町12番1号
(変更後) 金沢市鞍月一丁目1番地

地区区画整理事業の施行者の変動の届出の公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第11条第7項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の施行者の変動の届出があった。

平成26年2月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 土地区画整理事業の名称
いしかわサイエンスパーク土地区画整理事業
- 事務所の所在地
金沢市幸町12番1号
- 施行認可の年月日
平成5年2月10日
- 新たに施行者となった者の名称及び住所
名称 石川県
住所 金沢市鞍月一丁目1番地
- 施行者でなくなった者の名称
石川県土地開発公社

